

○ 総務省告示第三百五十九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第一項第二号及び第四号の規定を実施するため、令和六年総務省告示第四百四十六号（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局等の審査に適用する受信設備の特性を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年十月一日

総務大臣 藤井比早之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後			改正前		
無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十三の七に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の審査に適用する受信設備の特性			無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十三の七に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の審査に適用する受信設備の特性		
項目		特性	項目		特性
感度		希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。）の受信電力が基準感度（次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準感度をいう。以下この表において同じ。）の場合において、スループットがその最大値の九五%以上 (1) チャネル間隔が一八〇kHzのもの (一) 一〇七・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。） (2) チャネル間隔が一・〇MHzのもの 次に掲げる搬送波の場合に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。 イ 複信方式の搬送波の場合 (一) 一〇〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。） ロ 半複信方式の搬送波の場合 (一) 一〇〇・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。） (3) チャネル間隔が三MHzのもの (一) 九九・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。） (4) チャネル間隔が五MHzのもの (一) 九九・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）	感度		希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。）の受信電力が基準感度（(一) 九九・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。））。以下この表において同じ。）の場合において、スループットがその最大値の九五%以上
実効選択度	ブロッキング特性	1 チャネル間隔が一八〇kHzのものにあつては、受信感度が基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（±）七・六MHz離れた周波数において（一）五六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）及び（±）十二・六MHz以上離れた周波数において（一）四四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）（複号同順とする。）であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上 2 チャネル間隔が三MHzのものにあつては、受信感度が基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（±）六MHz離れた周波数において（一）五六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）及び（±）九MHz以上離れた周波数において（一）四四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）（複号同順とする。）であつて	実効選択度	ブロッキング特性	受信感度が基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（±）一〇MHz離れた周波数において（一）五六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）及び（±）一五MHz以上離れた周波数において（一）四四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）（複号同順とする。）であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

相互変調特性	1	チャネル間隔が一八〇kHzのものにあつては、受信電力が基準感度より一二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（±）二・二kHz及び（±）四・四kHz（複号同順とする。）離れた周波数において（二）四六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の変調のない妨害波及び帯域幅が一・四kHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五％以上
	2	チャネル間隔が三kHzのものにあつては、受信電力が基準感度より八デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数か
隣接チャネル選択度	1	チャネル間隔が一八〇kHzのものにあつては、受信電力が基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（±）二・六kHz離れた周波数において、基準感度より四七デシベル高い帯域幅が五kHzの変調された妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五％以上
	2	チャネル間隔が三kHzのものにあつては、受信電力が基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（±）三kHz離れた周波数において、基準感度より四五・五デシベル高い帯域幅が三kHzの変調された妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五％以上
	3	チャネル間隔が五kHzのものにあつては、受信電力が基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（±）五kHz離れた周波数において、基準感度より四五・五デシベル高い帯域幅が五kHzの変調された妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五％以上
	3	帯域幅が三kHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五％以上 チャネル間隔が五kHzのものにあつては、受信感度が基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（±）一〇kHz離れた周波数において（二）五六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）及び（±）一五kHz以上離れた周波数において（二）四四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）（複号同順とする。）であつて帯域幅が五kHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五％以上

相互変調特性	1	受信電力が基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（±）一〇kHz及び（±）二〇kHz（複号同順とする。）離れた周波数において（二）四六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の変調のない妨害波及び帯域幅が五kHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五％以上
	2	受信電力が基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（±）五kHz離れた周波数において、基準感度より四五・五デシベル高い帯域幅が五kHzの変調された妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五％以上
隣接チャネル選択度	1	受信電力が基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（±）五kHz離れた周波数において、基準感度より四五・五デシベル高い帯域幅が五kHzの変調された妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五％以上
	2	受信電力が基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（±）五kHz離れた周波数において、基準感度より四五・五デシベル高い帯域幅が五kHzの変調された妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五％以上

		ら（±）六MHz及び（±）一二MHz（複号同順とする。）離れた周波数において（一）四六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の変調のない妨害波及び帯域幅が三MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上	
		3 チャネル間隔が五MHzのものにあつては、受信電力が基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（±）一〇MHz及び（±）二〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数において（一）四六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上	
注　チャネル間隔が一・〇MHzの携帯移動地球局にあつては、チャネル間隔が三MHzの携帯移動地球局に係る実効選択度の項に規定する値を満たすこと。			